

指定管理業務点検・評価シート（平成30年度業務）

令和元年9月13日

施設名	鳥取県営東山水泳場	所在地	鳥取県米子市東山92
施設所管課名	地域づくり推進部スポーツ課	連絡先	0857-26-7919
指定管理者名	(一財)鳥取県水泳連盟 (公財)鳥取県体育協会 共同企業体	指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日

1 施設の概要

設置目的	スポーツの振興と県民の心身の健全な発達に寄与する。
設置年月日	飛込プール：昭和56年 8月19日 競泳プール：昭和58年 6月19日
施設内容	・敷地面積：飛込プール 1,522.4㎡、競泳プール 11,672.3㎡ ・延床面積：4,429.02㎡ ・施設内容：飛込プール、屋内25mプール、屋外50mプール、採暖室、男女更衣室、シャワー室
利用料金	(施設ホームページ(http://tottori-swim.jp/?page_id=22))のとおり
開館時間	屋内プール：午前10時から午後8時まで 屋外プール：午前10時から午後5時まで(7月21日から8月23日の夏休み期間は、午後6時まで) ※ 屋外プールは、6月15日から9月15日まで営業
休館日	毎週水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東山水泳場の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・東山水泳場の利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務 ・その他施設の管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務） ・スポーツの普及振興
---------	---

3 施設の管理体制

（公開日時点）

管理体制	正職員（常勤職員）： 4人、契約職員： 4人、臨時職員： 4人 【計 12人】
	館長（正職員1） —— 副館長（正職員1） —— スタッフ（正職員2）
	—— 契約職員（4人） —— 臨時職員（4人）

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	30年度	2,654	3,365	4,694	12,553	8,901	2,772	2,885	3,282	3,022	2,888	3,528	2,838	53,382
	29年度	2,483	3,387	4,357	8,993	7,652	3,851	3,559	3,131	2,640	2,319	2,599	2,742	47,713
	増減	171	-22	337	3,560	1,249	-1,079	-674	151	382	569	929	96	5,669

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	30年度	311	398	369	725	735	225	290	267	259	260	346	255	4,440
	29年度	289	332	388	1,013	687	321	335	247	243	199	303	259	4,616
	増減	22	66	-19	-288	48	-96	-45	20	16	61	43	-4	-176

5 収支の状況

区 分		30年度	29年度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	4,440	4,616	-176
		教室参加料	15,752	14,613	1,139
		イベント	0	0	0
		小 計	20,192	19,229	963
	事業外収入	自動販売機手数料	674	690	-16
		県委託料	55,482	55,632	-150
		雑入	0	0	0
計	76,348	75,551	797		
支出	人 件 費	38,007	36,683	1,324	
	管理運営費	34,383	30,941	3,442	
	事 業 費			0	
	計	72,390	67,624	4,766	
収 支 差 額		3,958	7,927		

6 労働条件等

(公開日時点)

確認項目	状 況			備 考	
	正職員	契約職員	臨時職員		
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	任用条件通知書	任用条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8時間/日	8時間/日	4時間/日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	使用者の現認	使用者の現認	使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	週休2日	週休2日	無	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	227,785円/月	159,285円/月	35,625円/月	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組

区分	取組み内容
人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・監視業務等、安全面の充実を図るため、必要に応じて勤務する臨時的任用職員を増員した。 ・水泳指導の充実を図るため、積極的に職員に日本水泳連盟の公認コーチの取得させた。
スポーツ普及振興	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳教室を開催し、積極的に会員を募集し水泳の普及に努めた。 ・障がい者選手の水泳指導教室を実施した。 ・他のプール施設で開催された障がい者大会にスタッフを派遣し、運営に寄与した。 ・飛込教室の開催に力を入れ、アジア大会出場選手を輩出した。 ・東山水泳場を練習の起点とする全国大会入賞者を輩出した。
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、水泳教室会員の個人情報保護のため、カードの書式を改めて配布した。 ・個人、団体の減免申請の書式を整え、受付をした。 ・水泳教室会員の受付の書式を変更し、契約の内容を分かり易くした。 ・ロビーの掲示板を使って新聞の切り抜きを掲示し、子ども達の活躍を応援した。 ・スタッフによる更衣室・トイレの巡回を行い、衛生管理・安全管理に気を配った。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	利用者アンケートを行い、利用者の意見に対応している。
------------	----------------------------

利用者からの苦情・要望	対応状況
女子トイレのドアが開けにくい。	休館日に職員による修繕対応を行った。 (また、別途、県工事(令和元年度事業)で令和元年7月に改修済)

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> ・水質が良く、きれいで泳ぎやすい。 ・シャワー室のカーテンを移動する等、使いやすく改善してくれた。 ・バリアフリー化の改修で、洋式トイレが増えてうれしい。 ・スタッフの対応がとてもよく、施設が充実して、安心して利用できる。

9 指定管理者による自己点検

<p>[成果のあった取組・積極に取り組んだ事項]</p> <p>①経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーを状況に応じて手動運転にし、燃料費の削減に努めている。 ・節水・節電の徹底に努めている。 ・通常の営業日は、職員により玄関、ロビー、更衣室等の清掃を実施している。 ・職員による除草、樹木の剪定等を適宜実施し、景観の維持管理に努めている。(新) ・50mプールのコースロープリールを職員により修繕し、使用している。(新) ・コピー用紙の裏面を利用し、経費節減に努めている。(新) <p>②職員の意識改革、研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月上旬に研修会を開催し、県との協約・指定管理制度について確認し、サービスの向上に資するよう努めている。 ・東山水泳場・皆生プール職員合同救命救急研修(5月)(新)、地震避難訓練(7月)、火災避難訓練(3月)を実施し、行動訓練を行った。 ・利用者の利便性や個人情報保護の観点から、書類等の情報の管理を徹底するよう努めている。 ・H29.9の危機管理研修会を受け、水泳連盟事務所(鳥取)と東山水泳場とをTV電話を使い、リアルタイムで情報交換を行っている。(新) <p>③水泳の普及振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳連盟主催の大会だけでなく、マスターズ大会などの開催を支援した。 ・(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者義務研修会の開催の補助をした。 ・各小学校への職員派遣を行い、出張指導や先生への指導者講習会を行った。 ・郡市から依頼があり、依頼郡市の小学生に対して、飛込み指導を50mプールで行った。(新) ・境消防署、西部消防の潜水土育成訓練に協力した。 ・当連盟指定の強化選手を対象とした練習会・合宿に協力し、全国大会入賞者を多数輩出した。 ・保育所、認定保育園の授業等を誘致し、水泳普及振興に努めている。(新) <p>④県や関連機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会主催の水泳指導者講習会(飛込)にスタッフを派遣するなどの協力をした。 ・毎月、スポーツ課に業務報告書を持参し、その都度、業務等に関する助言をいただいている。 <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのことを知ってもらう機会づくりとして、室内水泳大会開催時に障がい者施設を招待し、パンの即売会を昼食時に行ってもらった。(新)
--

〔現在、苦慮している事項〕	〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<p>①苦慮している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の老朽化。（県と連携し、長期修繕・短期修繕の検討を実施。） ・水泳大会等での駐車場の不足。 ・各種水泳大会が天候に左右され、開催において苦慮している。（屋内プールが望ましい） 	<p>②積極的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全員の資質向上に努め、施設の安全安心の経営、水泳の普及に努めたい。 ・オリンピック等の招へいを行い、水泳の普及振興に努めたい。 ・ウォーキング教室等の開催など、健康増進や利用者数の増を図りたい。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	・毎日、職員による施設点検、水質管理が徹底されており、利用者からの評価も得られている。 ・なお、巡視結果の記録を残すよう改善を依頼した。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ・昨年度の実地調査の指示を踏まえ、個人情報の保護や利用者にとって分かりやすい利用申込に向けて改善に努めている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ・なお、今年度、新たな教室やイベント等の展開を計画していることのことだったので、ぜひ利用者サービスの向上に向けた取組の実施を期待したい。
〔収入支出の状況〕	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔職員の配置〕	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・H29年度財政的支援団体監査時に区分経理を実施していないなど、多くの指摘を受けたが、着々と改善に向けて取り組んでおり、成果を出しつつある。今後も引き続き、改善を期待したい。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ・昨年、当課が指摘した労働関係の規定整備も年度内に実施した。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ・なお、昨年度、初めて障がい福祉サービス事業所を招き、イベント時の販売所を提供する取組を実施した。今後もぜひ、このような取組を推進を期待したい。
総 括	3	

- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 - 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 - 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 - 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
- ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。